

デジタル企画乗車券取扱規則

デジタル企画乗車券取扱規則

1. 総則

【目的】

第1条 この規則は、デジタル企画乗車券(以下、「デジタル企画券」という)を使用して、北大阪急行電鉄株式会社(以下、「当社」という)線内を利用する旅客の運送等について、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

【変更】

- 第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性のある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。
- 2 前項によるこの規則の変更には、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【デジタル企画券】

- 第3条 デジタル企画券とは、サーバ管理型乗車券のうち、2次元バーコードによる識別情報(以下、「2次元バーコード」という)が表示された情報端末と、サーバ上の電子式証票を組み合わせた企画乗車券をいう。
- 2 企画乗車券とは、当社が特別な運送条件を定めた普通乗車券をいう。
- 3 デジタル企画券は、株式会社スルッとKANSAI(以下、「スルッと」という)が運営する「スルッとQRtto」の他、外部システムにおいて発売する。
- 4 前項の規定にかかわらず、当社はデジタル企画券の発売を、第三者に委託することがある。

【用語の意義】

- 第4条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 「当社線」とは、当社南北線をいう。
- (2) 「利用券」とは、観光施設等の入場券や割引券等をいう。

デジタル企画乗車券取扱規則

- (3) 「チケット」とは、デジタル企画券の発売単位で、デジタル企画券、またはデジタル企画券と利用券を組み合わせたものをいう。
- (4) 「販売サイト」とは、「スルッと QRtto」の他、外部システムにおいてチケットを発売しているサイトをいう。
- (5) 「本サービス」とは、購入したチケットにより提供されるサービスをいう。
- (6) 「スルッと QRtto(クルット)」とは、販売サイト、登録ユーザの情報、利用履歴等を管理する仕組みの総称をいう。
- (7) 「登録ユーザ」とは、スルッとが制定する「スルッと QRtto 利用規約」(以下、「利用規約」という)に定める事項に同意のうえ、「スルッと QRtto」のアカウントを取得するとともに、利用規約に定める情報を「スルッと QRtto」に登録することにより、販売サイトでチケットを購入ならびに使用する権利を有するお客様をいう。
- (8) 「同行者」とは、2次元バーコードを表示する情報端末を所持する旅客と同一列車によって旅行し、当該旅客が情報端末の画面に表示する2次元バーコードにより改札を受ける、当該旅客以外の旅客をいう。
- (9) 「購入者」とは、販売サイトでチケットを購入したお客様をいう。
- (10) 「情報端末」とは、インターネットに接続しているパソコンおよびスマートフォン等をいう。
- (11) 「購入情報」とは、販売サイトで購入したチケットの情報をいう。
- (12) 「対応改札機」とは、デジタル企画券を使用する際に、情報端末に表示する2次元バーコードを読み取ることができる改札機をいう。
- (13) 「読取改札」とは、当社が掲示する2次元バーコードを、情報端末で読み取ることにより改札することをいう。
- (14) 「外部システム」とは、「スルッと QRtto」と連動してチケットを販売することができる「スルッと QRtto」以外の Web サイトをいう。なお、「スルッと QRtto」における販売サイト・利用規約・登録ユーザの規定は、外部システムにも準用して取り扱う。

【適用範囲】

第5条 デジタル企画券による当社線の旅客の運送等については、サーバ管理型乗車券取扱規則およびこの規則のほか、当該チケットに定められた条

デジタル企画乗車券取扱規則

件、ならびに利用規約の定めるところによる。

- 2 この規則が変更された場合、以後のデジタル企画券による旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによる。
- 3 この規則に定めのない事項については、旅客営業規則（以下、「営業規則」という）等の定めるところによる。
- 4 第 4 条第 2 号に規定する利用券の取扱いについては、当該チケットに定められた条件、および当該利用券を使用できる観光施設等の定めるところによる。

【契約の成立時期および適用規定】

- 第 6 条 デジタル企画券による旅客との運送等に関する契約は、情報端末を操作してチケットの購入内容等を販売サイトへ送信し、販売サイトがその情報を受信した後、購入情報等を当該情報端末へ返信した時に成立する。
- 2 第 18 条の規定によりチケットの分配を受けた第三者、ならびに第 23 条第 3 項の規定による同行者との、デジタル企画券による旅客の運送等に関する契約は、情報端末に表示した 2 次元バーコードにより、旅客として最初に改札を受けた時に当該旅客に移転する。
 - 3 第 1 項の規定による契約の成立時以降の取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約が成立した時の規定による。

【同意】

- 第 7 条 旅客は、この規則およびこの規則に基づいて定められた規定（第 2 条により変更された場合における変更後のものを含む。）を承認し、かつ、これに同意したものとする。

【利用環境】

- 第 8 条 旅客は、本サービスの利用にあたり必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を、自らの責任において準備、維持しなければならない。
- 2 旅客は、本サービスの利用にあたって必要となる通信費等を、自らの責任において負担しなければならない。

- 3 情報端末は 2 次元バーコードが所定の仕様に従って適切に表示されることを前提とし、表示不良や環境設定に起因する不具合、故障またはバッテリー切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により使用できる状態にない場合は、本サービスの一部または全部を利用することができない。

【販売サイトの取扱時間】

- 第 9 条 「スルッと QRtto」は 24 時間利用することができる。ただし、スルッとがメンテナンスその他必要により休止する場合は、この限りでない。
- 2 外部システムの取扱時間は、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。

【利用の制限または停止】

- 第 10 条 当社は、対応改札機等のメンテナンスその他必要により、「スルッと QRtto」、外部システムならびに本サービスの利用時間を制限または停止することがある。
- 2 前項の場合、当社はその旨をあらかじめ告知する。
- 3 第 1 項に規定する「スルッと QRtto」、外部システムならびに本サービスの利用時間の制限または停止に対し、当社は一切の責任を負わない。

【販売サイトの順守事項】

- 第 11 条 当社が発売するチケットを購入する際の手続き、その他順守する事項については、利用規約によるものとする。

2. チケットの発売

【名称】

- 第 12 条 当社が発売するチケットの名称は、その都度定める。

【発売期間】

- 第 13 条 当社が発売するチケットの発売期間は、その都度定める。

【通用期間】

第 14 条 当社が発売するチケットの通用期間は、その都度定める。

【通用区間】

第 15 条 当社が発売するチケットの通用区間は、その都度定める。

【発売額】

第 16 条 当社が発売するチケットの発売額は、その都度定める。

【購入枚数】

第 17 条 当社が発売するチケットは、複数の同一チケットを一括購入することができる。なお、一括購入の可否ならびに一括購入できる上限数は、その都度定める。

【支払方法】

第 18 条 当社が発売するチケットを購入するときの支払方法は、クレジットカード決済による 1 回払いとする。

- 2 クレジットカードが有効期限の経過、解約、通信不良等により使用できない場合は、チケットを購入することはできない。
- 3 クレジットカードの使用は、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとする。
- 4 チケットの購入が完了した場合、「スルッと QRtto」に登録されているメールアドレスに対して、スルッとが電子メールで通知する。この場合、購入者は当該通知を受領したものとみなす。
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、外部システムで当社が発売するチケットを購入するときの支払い方法取扱いは、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。

【分配】

第 19 条 当社が発売するチケットは、通用期間終了前かつ未使用の場合に限り、そのチケットを第三者に分配することができる。なお、分配の可否ならび

に分配できる枚数は、その都度定める。

- 2 旅客は、分配したデジタル企画券が未使用の場合、販売サイトの運営会社が定める方法により回収することができる。なお、旅客は、回収したデジタル乗車券を再度分配できるものとする。
- 3 購入者とチケットの分配を受けた第三者との間のトラブルについて、当社は一切の責任を負わない。

【再発行】

第 20 条 当社が発売するチケットは、情報端末の紛失・盗難や機能不良等にかかわらず再発行しない。

【払戻し】

- 第 21 条 当社が発売するチケットは、通用期間終了前かつ未使用の場合に限り、購入者自身による情報端末の操作により、「スルッと QRtto」ならびに外部システムの運営会社が定める方法に従って、払戻しを請求することができる。この場合、チケットを分配している購入者は、あらかじめ当該チケットを回収しなければならない。
- 2 チケットの払戻しを行うときの返金は、チケットを購入したときの決済方法によるものとし、当該チケットに定められた払戻手数料を差し引いたうえで行う。返金の取扱いについては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとする。
 - 3 チケットの払戻し処理が完了した場合、「スルッと QRtto」に登録されているメールアドレスに対して、スルッとが電子メールで通知する。この場合、購入者は当該通知を受領したものとみなす。
 - 4 前項の規定にかかわらず、外部システムで購入したチケットの払戻しに関する取扱いは、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。

【購入情報と履歴の確認】

第 22 条 当社が発売するチケットの購入情報と、購入・分配・使用・払戻しを行った履歴は、購入者自身による情報端末の操作により、チケットの購入日が属する年月の翌年同月末日まで、情報端末の画面で確認することができ

る。

- 2 第1項の規定にかかわらず、外部システムで購入したチケットの購入情報と履歴の確認に関する取扱いは、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。

3. デジタル企画券の使用

【使用方法】

第23条 デジタル企画券は、旅客が当社線内および当社と共通利用が可能な社局線内の駅相互間を乗車の目的で、情報端末に表示した2次元バーコードで対応改札機等による改札を受けて入場し、同一のデジタル企画券により対応改札機等による改札を受けて出場する場合に、乗車券として使用できる。

- 2 前項の規定にかかわらず、読取改札により改札を受けることができる場合にも、乗車券として使用できる。
- 3 一台の情報端末でデジタル企画券を同行者が使用する場合は、2次元バーコードを情報端末に表示して対応改札機等による改札を受けることを、同行者の人数と同じ回数繰り返すことで、同行者の乗車券として使用できる。
- 4 前項に規定する同行者は、2次元バーコードを表示する情報端末を所持する旅客と同一列車により旅行しなければならない。この場合、営業規則第6条の規定にかかわらず、当該旅客が代表して同行者の乗車券を所持しているものとして取り扱う。

【乗車変更】

第24条 通用区間が指定されたデジタル企画券において、通用区間外への乗車変更をした場合の取扱いは、その都度定める。

【効力】

第25条 デジタル企画券を使用する場合、情報端末の画面に表示された購入情報等に指定された内容に限り、使用することができる。

デジタル企画乗車券取扱規則

【使用の制限】

- 第 26 条 旅客は、1 回の乗車につき 2 以上のデジタル企画券を同時に使用することはできない。
- 2 入場時に使用したデジタル企画券を出場時に使用しなかった場合は、当該デジタル企画券で再び入場することはできない。
 - 3 デジタル企画券の破損、対応改札機等の故障または停電等により、対応改札機等によるデジタル企画券の読み取りが不能となったときは、対応改札機等で使用することができない。
 - 4 当社において使用を制限されたデジタル企画券は、使用することができない。この場合、乗車駅入場後であっても、降車駅において出場できない。
 - 5 デジタル企画券は、他の乗車券と併用して使用することはできない。
 - 6 通用期間の定めがあるデジタル企画券は、その通用期限を超えて使用することはできない。

【免責事項】

- 第 27 条 情報端末の表示不良や環境設定に起因する不具合により生じた、登録ユーザならびにデジタル企画券を使用する旅客の損害に関して、当社は一切補償しない。
- 2 使用環境によって本サービスを使用できない場合、当社に起因しない通信環境や「スルッと QRtto」ならびに外部システムの不具合等により生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切補償しない。

4. 無 効

【無効となる場合等】

- 第 28 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、デジタル企画券を無効として取り扱う。
- (1) 旅行開始後のデジタル企画券を他人から譲り受けて使用したとき
 - (2) 係員の承諾を得ないで改札を受けずに乗車したとき
 - (3) その使用方法に基づいて使用しないとき
 - (4) 偽造、変造または不正に作成されたデジタル企画券を使用したとき

(5) その他不正乗車の手段として使用したとき

【不正使用等に対する運賃、増運賃の收受等】

第 29 条 前条の規定に該当する場合は、旅客の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

2 前項の規定により旅客運賃、増運賃を收受する際に乗車駅が判明しない場合、または次の各号のいずれかに該当する場合は、営業規則第 73 条の規定を準用して取り扱う。

- (1) 第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、デジタル企画券を使用する旅客が、係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに入場したため、当該旅客の旅行開始駅が判明しない場合
- (2) 第 23 条第 4 項の規定にかかわらず、同行者である旅客が、2 次元バーコードを表示する情報端末を所持する旅客と異なる列車で旅行したため、当該旅客の旅行開始駅が判明しない場合
- (3) デジタル企画券を使用して入場した後、情報端末を紛失または不具合等により、2 次元バーコードを所定の仕様に従って適切に表示できなくなったため、当該旅客の旅行開始駅が判明しない場合

5. 旅行中止の取扱い

【同一駅で出場する場合の取扱い】

第 30 条 旅客は、デジタル企画券を使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅から途中駅までの乗車区間の往復普通運賃相当額を現金等で支払い、デジタル企画券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 旅客は、デジタル企画券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、デジタル企画券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

【列車の運行不能の場合の取扱い】

第 31 条 旅客は、デジタル企画券を使用して旅行開始後、列車が運行不能に

デジタル企画乗車券取扱規則

- なった場合、営業規則第92条第1項の取扱いを請求することができる。
- 2 前項の規定により、販売サイトで購入したチケットの払戻しを請求する場合は、購入者自身が係員に請求しなければならない。
 - 3 前項に規定するチケットの払戻しのする場合の取扱いは、「スルッとQRtto」ならびに当該外部システムの運営会社が定めるところによる。この場合、チケットを分配している購入者は、あらかじめ当該チケットを回収しなければならない。
 - 4 チケットの払戻しを行うときの返金は、チケットを購入したときの決済方法によるものとし、返金の取扱いについては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとする。
 - 5 販売サイトで購入したチケットの払戻し処理が完了した場合、「スルッとQRtto」に登録されているメールアドレスに対して、スルッとが電子メールで通知する。この場合、購入者は当該通知を受領したものとみなす。
 - 6 第2項の規定により、外部システムで購入したチケットの払戻しを請求する場合の取扱いは、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。